

臨時給付金対策室からのお知らせ

申請期限が迫っています

臨時福祉給付金(高齢者向け)



カクニンジャ

年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付が8月2日(火)で終了となります。まだ申請をしていない人は、早めの申請をお願いいたします。

◆支給対象者：平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる人

※基準日(平成27年1月1日)に市の住民基本台帳に登録されている人で、平成27年度分の市民税が課税されていない人。ただし、課税者に扶養されている人、生活保護受給者は対象外です。

◆支給額：対象者1人につき3万円

◆申請方法：郵送か、窓口で申請してください。郵送の場合は、専用の返信用封筒を使用してください。

◆申請期間：8月2日(火)まで

※郵送の場合は8月2日消印有効

農林課・秘書政策課・環境課・農業委員会事務局からのお知らせ

森林の立木伐採および

開発行為の届出について

伐採および伐採後の造林の届出書

森林を伐採するときは、森林法の規定により、あらかじめ立木伐採の届け出が必要です。

また、森林法の規定による手続きが不要の場合でも、その他の法令で手続きが必要になる場合がありますのでご注意ください。

注意事項

①伐採を始める90ヶ月前までに、伐採を行う区域が分かる図面を添付して届出書を提出してください。

②届け出をする場合には、事前に問い合わせください。

問 農林課 ☎(21)02255

高梁市開発事業の調整に関する条例に基づく届出書

3000㎡以上の開発行為の場合、高梁市開発事業の調整に関する条例に基づき届け出が必要で

医療連携課からのお知らせ

国民健康保険高齢受給者証

更新のお知らせ

国保に加入している70歳以上75歳未満の人に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬にお届けします。

高齢受給者証が届いたら記載事項を確認し、8月1日から新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証とともに医療機関の窓口に表示してください。

有効期限を過ぎた高齢受給者証は、医療連携課、各地域局、各地域市民センターへ返却してください。

外来・入院時の医療費の支払いが軽減されます

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」(軽減内容と対象者は下表を参照)を提示すれば、経済的な負担を軽減することができます。

現在、認定証を持っている人は、



申請時の注意点 臨時福祉給付金の申請には、対象者の本人確認書類(保険証や免許証など)の写しと振込口座の通帳の写しの添付が必要です。

◆申請場所：臨時福祉給付金専用受付窓口(市役所1階市民ホール)、各地域局、各地域市民センター

◆受付時間：午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

問 臨時給付金対策室(福祉課内)

☎(21)02666

制度に関する問い合わせ：厚生労働省・給付金専用ダイヤル

☎0570・037・192

HP: http://www.2kyufu.jp/

福祉課からのお知らせ

お礼と期間延長に伴うお願い

熊本地震災災害義援金

熊本地震災災害義援金へのご支援ありがとうございました。

皆さんからいただいた義援金は6月末現在316万4809円(市受付153万1862円、日本赤十字社高梁市地区受付163万2947円)となっています。



また、義援金の受付期間を延長しますので、引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

◆受付場所：市福祉課、各地域局、各地域市民センター、社会福祉協議会本所および各支所

◆受付期間：平成29年3月31日(金)まで 開庁日の午前8時30分から午後5時15分

問 福祉課 ☎(21)02655

環境保全条例に基づく届出書

5000㎡を超える開発行為の場合、環境保全条例に基づき届出が必要です。事前に問い合わせください。

問 環境課 ☎(21)02599



農地転用には

許可が必要です

農地転用とは、田や畑を住宅用地、駐車場にするなど、農地を耕作目的以外の用途に変更することです。

農地は農地法で守られており、農地を転用する場合には事前に許

有効期限が7月末までです。引き

続き認定証が必要な場合は、更新の手続きを行ってください。

◆申請場所：医療連携課、各地域局、各地域市民センター

◆申請に必要なもの：国民健康保険被保険者証、印鑑、マイナンバーカード(またはマイナンバーの通知カード)

認定証の種類	負担軽減の内容	対象となる人
限度額適用認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済みます	70歳未満の人
標準負担額減額認定証	食事代の標準負担額が減額されます	70歳未満で住民税が非課税世帯の人
限度額適用・標準負担額減額認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額まで済み、食事代の標準負担額が減額されます	70歳以上75歳未満で住民税が非課税世帯の人

問 医療連携課 ☎(21)02558